

平成30年度

事業計画書

社会福祉法人 ほっと福祉記念会

1 法人本部

法人本部事業計画

1. 基本方針

社会福祉法人ほっと福祉記念会は、利用者の尊厳を尊重し、多様な福祉サービスを総合的に提供することにより、その人らしい暮らしを地域の中で営むことができるよう支援することを目的として、次のような事業を行う。

【第二種社会福祉事業】

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) 障害児通所支援事業
- (4) 障害児相談支援事業
- (5) 一般相談支援事業
- (6) 特定相談支援事業
- (7) 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）受託経営
- (8) 老人デイサービスセンター事業

【公益事業】

- (9) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）受託経営
- (10) 地域生活支援事業 受託経営
- (11) 家族サポート事業
- (12) 福島県被災地における障害福祉サービス基盤整備事業
アドバイザー派遣事業 受託経営

2. 法人内監査(予定) 5月17日(木) 10:00～

3. 理事会の開催（予定）

- 第1回 平成30年6月20日(水) 13:30～
(平成29年度事業報告、平成29年度決算報告 他)
- 第2回 平成30年9月6日(木) 13:30～
(補正予算 他)
- 第3回 平成30年12月6日(木) 13:30～
(平成30年度事業中間報告、補正予算(案) 他)
- 第4回 平成31年3月25日(月) 13:30～
(平成31年度事業計画(案)、補正予算(案) 他)

4. 評議員会の開催（予定）

- 平成30年6月20日(水) 15:00～
(平成29年度決算報告 他)

5. 法人職員研修会： 年3回

2 アクティブ東山

就労継続支援B型事業計画

1. 基本方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

2. 事業概要

- 名 称： 就労継続支援B型事業所 アクティブ東山
- 所 在 地： 郡山市田村町金沢字高屋敷260
- 定 員： 20名
- 職員体制： 施設長1名、サービス管理責任者1名(兼務)、生活支援員2名、職業指導員3名、目標工賃達成指導員1名、調理員他4名

3. 事業の実施内容

- (1) 生産活動（弁当製造、配達、販売・受託作業）
 - 地域の実情及び需給状況、並びに利用者の意向や適正を考慮し行う。
 - 利用者の障害特性にあわせ、分かりやすい作業手順書や治具を作成し、作業環境を整えることで作業能率を上げ、授産収入のアップを目指し全体の工賃アップにつなげていく。
- (2) 施設外就労
 - 個別支援計画に基づき、利用者3名と職員1名で実際の企業現場の中で作業を行い、利用者の就労意欲を高め、就職に結び付けさらに工賃アップを目指す。
- (3) 就労支援
 - 一般就労を希望する利用者に対して、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等各関係機関と連携を図り、求職活動や職場実習職業生活における支援を行なう。
- (4) 地域生活支援
 - 月一回（第4土曜日）に余暇活動を実施し、充実した休日の過ごし方や生きがい作りの支援を行う。
 - 地域（田村地区）のイベント等に利用者、職員全員で参加し、地域住民との交流を深めて行く。
 - 地域貢献の一環として、3ヶ月に1回近隣にある東山霊園のゴミ拾いなどを行う。

3 Sweet hot

就労継続支援A型事業計画

1. 基本方針

一般就労が困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

2. 事業概要

- 名 称： 就労継続支援A型事業所 Sweet hot
- 所 在 地： 郡山市小原田 3-10-4
- 出 張 所： 心和・Sweet工房（郡山市田村町金屋冬室 113-1）
- 定 員： 14名
- 職員体制： 施設長1名、サービス管理責任者1名（兼務）、生活支援員2名、職業指導員3名、賃金向上達成指導員1名、その他の職員1名

3. 事業の実施内容

- (1) 生産活動（カフェ・和カフェ・焼き菓子・チョコ製造・弁当製造・出張販売・OEM支援）
 - 地域の実情及び需給状況、並びに利用者の意向や適性を考慮し行う。
 - 能率向上が図れるよう、利用者の特性等を踏まえた作業工程等を工夫する。
- (2) 職場実習支援
 - 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等各関係機関と連携を図り、利用者の就労に対する意向や適性に応じた職種から実習先の確保を行う。
- (3) 求職活動支援
 - 公共職業安定所の求職登録や求人検索等の求職活動支援を行う。
 - 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等各関係機関と連携を図り、利用者の就労に関する意向や適性に応じた職場開拓を行う。
- (4) 職場定着支援
 - 一般就労へ移行した後の職場定着を促進するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等各関係機関と連携を図り、職業生活における相談等の支援を継続する。
- (5) 地域生活支援
 - 充実した地域生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じて必要な支援を行う。
 - 月一回（最終水曜日）に余暇活動を実施し、充実した休日の過ごし方や生きがい作りの支援を行う
 - 地域の学生のインターンシップの活用。

4 からふる

就労移行支援事業計画

1. 基本方針

一般就労を希望する障がい者に対して、一定期間（原則2年間）にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行うとともに、職場実習及び求職活動等を通して、適性にあった職場への就労、定着を図る。

2. 事業概要

- 名 称： 就労移行支援事業所 からふる
- 所 在 地： 郡山市横塚3丁目4-21
- 定 員： 14名
- 職員体制： 施設長1名(兼務)、サービス管理責任者1名(兼務)、就労支援員1名、生活支援員3名(兼務1名)、職業指導員2名

3. 事業の実施内容

- (1) 就労支援
 - 働く上で基本的なルールやビジネスマナーの知識、技術の習得を図る。
 - 働く上で必要な対人関係の技術習得及び向上を図る。
 - 求人検索及び面接等の求職活動に同行し、必要な支援や助言を行う。
 - MWS(幕張版ワークサンプル)を実施し、作業の疑似体験や職業上の課題を把握し作業能力の向上、支援の方向性の共有を図っていく。
 - 科目別(物流清掃科、接客ビジネス科、製造科)を実施することでより専門性の高いサービスを提供し、ジョブマッチングを図る。
- (2) 生活支援
 - 日常生活上で基本的な知識、技術の向上を図る。
 - 日常生活上で必要な対人関係の技術習得及び向上を図る。
 - 余暇活動支援等を通じ、生きがいを持ち潤った日常生活が営めるよう各種支援を行う。
- (3) 職場実習支援
 - 職場実習を通じ、希望職種の選定、職域の拡大を図る。
 - 企業担当者とのかかわりの中で、対人関係の強化を図る。
 - 工賃を支払うことで働く喜びを知り、動機づけを図る。
 - 実習先に支援者も同行し、わかりやすく作業内容を提示、助言を行う。
- (4) 職場定着支援
 - 事業所訪問を行い、本人の状態や職場環境を把握しながら、助言等の支援を行う。
 - 障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、一般就労後の職場定着支援を行う。
 - 本人又は就職先より要請があった場合には、ジョブコーチを派遣し直接支援を行う。
- (5) 地域生活支援
 - 地域生活を送るうえで、必要な社会資源について助言等の支援を行う。
 - 様々な活動を通して、充実した休日の過ごし方や生きがい作りの支援を行う。
- (6) 地域連携支援
 - 相談支援事業所、特別支援学校、一般高校等と連携を行い、ニーズの収集や新規利用者の獲得を図る。
 - 普通高校や専門学校等を連携を図り、将来福祉を希望する生徒を対象にしたインターングシップ研修の充実を図る。

自立訓練(生活訓練)事業計画

1. 基本方針

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間（原則2年間）にわたり、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う。また、地域社会と連携を図りながら地域生活が営めるよう支援する。

2. 事業概要

- 名 称：生活訓練事業所 からふる
- 所 在 地：郡山市横塚3丁目4-21
- 定 員：6名
- 職員体制：施設長1名（兼務）、サービス管理責任者1名（兼務）、生活支援員2名（兼務1名）、訪問支援員1名

3. 事業の実施内容

(1) 生活支援

- 日常生活を送るうえで必要な基本的マナー・ルールの習得を図る。
- 対人関係の習得及び向上を図る。
- 日常生活を送るうえで必要な金銭管理の習得を図る。
- 健康維持と体力づくりを行う。
- ニーズに応じた個別活動を行う。

(2) 就労支援

- 働く上で基本的なルールやビジネスマナーの知識、技術の習得を図る。
- 働く上で必要な対人関係の技術習得及び向上を図る。
- 科目別（物流清掃科、接客ビジネス科、製造科）を実施することでより専門性の高いサービスを提供し、ジョブマッチングを図る。

(3) 職場実習支援

- 職場実習を通し、希望職種の選定、職域の拡大を図る。
- 企業担当者とのかかわりの中で、対人関係の強化を図る。
- 工賃を支払うことで働く喜びを知り、動機づけを図る。
- 実習先に支援者も同行し、わかりやすく作業内容を提示、助言を行う。

(4) 地域生活支援

- 地域生活を送るうえで、必要な社会資源について助言等の支援を行う。
- 地域の各種行事や教室などに参加し、生活の質を高める。

(5) 訪問型支援

- 心身状態の変化や在宅期間の長期化等に伴い通所のサービス提供が困難な方に対し、訪問等のサービスを提供していく。
- 就労後の通院同行や職場定着支援、生活面での支援等個々に必要なサービスの提供を行う。

(6) 地域連携支援

- 相談支援事業所、特別支援学校、一般高校等と連携を行い、ニーズの収集や新規利用者の獲得を図る。
- 普通高校や専門学校等を連携を図り、将来福祉を希望する生徒を対象にしたインターシップ研修の充実を図る。

精神障がい者向け訓練実施支援事業計画

1. 基本方針

就職を希望する精神障がい者等の職業訓練の受講ニーズや個々の状況を把握し、障がい者の特性を踏まえた効果的な職業訓練の受講を促すために、福島県障がい者委託訓練事業における実践能力習得訓練コースの受託企業の開拓や、訓練計画作成から実施までを、各テクノアカデミーの障がい者職業訓練コーディネーター及びコーチ等と情報共有の上連携し、精神障がい者等を支援することにより、精神障がい者等の就職を促進する。

2. 事業概要

- 名 称： 精神障がい者向け訓練実施支援事業
- 所 在 地： 郡山市横塚3丁目4-21
- 職員体制： 精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等 担当者1名

3. 事業の実施内容

- (1) 訓練受託企業の開拓及びカリキュラムのコーディネート
 - 受講を希望する個々の精神障がい者等の状況を把握し、最も効果的な委託先の開拓及び委託訓練のカリキュラムのコーディネート
 - 働く上で必要な対人関係の技術習得及び向上を図る。
- (2) 関係機関との連携と精神障がい者等就職希望ニーズ把握
 - 就労支援機関、福祉施設、特別支援学校等の精神障がい者等の就職希望ニーズ把握。
 - 企業の精神障がい者等雇用状況や、雇用見込み及び求められる技能レベルの把握。
 - 就職相談、訓練申込に向けて、公共職業安定所との連携
- (3) 障がい者委託訓練制度の周知やマッチング支援及び対象者の誘導
 - 企業等への訪問や説明会の開催等により、障がい者委託訓練制度の周知
 - 委託訓練が実施されるよう対象者へのマッチング支援と公共職業安定所への誘導。
- (4) コーディネートした委託訓練の進捗状況の把握及びアドバイス
 - 委託訓練の進捗状況、受講者の技能習得状況の把握。
 - 委託訓練が迅速かつ効果的に実施できるよう各テクノアカデミーと連携し、委託先に対しアドバイスや事務手続き等の支援及び助言
- (5) その他
 - 関係機関との連絡調整等、訓練の円滑な運営に資する支援
 - 医療・保健・福祉・教育等関係機関との情報収集・連絡調整を行うなど、委託訓練の円滑な運営に資するため、必要と認められる業務。

5 からふる+

生活介護事業計画

1. 基本方針

常時介護が必要な障がい者に対して、3事業所の特色を生かし援助付きの自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動並びに生産活動等を行い、心身のリフレッシュを図るとともに社会参加の機会を提供する。

2. 事業概要

- 名 称： 生活介護事業所 からふる+
- 所 在 地： 郡山市昭和1-9-19
- 従たる
事業所： 郡山市富久山久保田字本木3-7
- 出 張 所： 郡山市芳賀1-17-5
- 定 員： 30名
- 職員体制： 施設長1名、サービス管理責任者1名、生活支援員18名、看護師1名

3. 事業の実施内容

- (1) 介護サービス
 - 食事、整容、更衣、排せつ等生活全般に関わる介護を行う。
- (2) 健康管理
 - ご家族や各関係機関等と連携を図り、バイタルチェックや投薬管理等を行い、健康管理を行う。
 - 年2回健康診断を実施する。
- (3) 創作的活動
 - 利用者の特性及び適性に合った素材や環境を提供し、定期的に他事業所と協力し制作活動を行う。
 - 利用者の体調や意欲等に合わせ活動を行い、集中力向上と心身のリフレッシュを図る。
- (4) 地域生活支援
 - 社会資源を利用した外出や、近隣地域の清掃活動等を行う。
- (5) 生産活動
 - 授産製品の配達等、利用者の適性に合った働く機会を提供する。
- (6) 休日開所（宿泊体験、芋煮会も含む）
 - 昭和・富久山事業所で、交代で月1回を基本に開所する。宿泊訓練は6月～8月、芋煮会は9月に行う。

6 地域生活支援センター ふっとわーく

福島県被災地における障害福祉サービス基盤整備事業 アドバイザー派遣事業計画

1. 基本方針

東日本大震災により被災した事業所等への支援を行い、被災地等における障がい児(者)に対する障害福祉サービスが円滑に提供できる体制整備を図る。

2. 事業概要

- 名 称： 福島県被災地における障害福祉サービス基盤整備事業
アドバイザー派遣事業
- 所 在 地： 郡山市小原田 2-4-7 (地域生活支援センターふっとわーく内)
- 職員体制： 管理者 1名、支援員 1名、事務員 1名

3. 事業の実施内容

- (1) コーディネーターの役割
 - 県内事業所の運営状況等の把握、事業所からの相談受付。
 - 県内のサービスニーズの把握。
 - アドバイザー派遣プログラムの作成。
- (2) 個別事業の内容
 - 障害者自立支援法による新体系サービスへの移行支援。
 - 児童福祉法による新体系サービスへの移行支援。
 - 障害者自立支援法改正による基幹相談支援センターの立ち上げのための支援。
 - 就労支援事業所への活動支援。
 - その他障害福祉サービス事業所の復興、復旧のための支援。

県中地域障害者就業・生活支援センター事業計画

(1)雇用安定等事業

1. 基本方針

就職や職場への定着が困難な障がい者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う障害者就業・生活支援事業を実施し、障がい者等の職業生活における自立を図る。

2. 事業概要

- 名 称： 県中地域障害者就業・生活支援センター ふっとわーく
- 所 在 地： 郡山市小原田 2-4-7（地域生活支援センターふっとわーく内）
- 職員体制：
 - 主任就業支援ワーカー 1名
 - 就業支援ワーカー 5名（新規企業担当者含む）
 - 主任職場定着支援ワーカー 1名
- 支援対象 県中圏域（3市6町3村）
地 域： 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村
(県中圏域管轄外の市町村 本宮市、大玉村、二本松市等)

3. 事業の実施内容

- (1) 企業開拓
 - 電話での実習依頼や企業訪問をし、実習先の開拓及び職場実習のあっせんを行う。
 - 就労希望者及び企業ニーズを的確に把握し、適切なジョブマッチングを行う。
 - 企業を対象に障がい者雇用に関する啓発活動を行う。
- (2) 相談（職業生活に関する事・職場定着支援）
 - 就労を希望している障がいのある方等を対象に相談を行う。
 - ケアマネジメントの手法に基づき、就労や職場実習を行う。
 - 企業からの障がい者雇用についての相談や在職者の職業生活上での課題等に対応する。
 - アセスメント機能の充実（MWS・個別プログラムの活用）
 - 主任職場定着支援担当者の配置によりジョブコーチ・定着支援全般に関するマネジメント機能の確立を図る。
- (3) 運営連絡調整会の開催
 - 関係機関との連携強化を図り、一体的かつ総合的な支援体制（チーム支援）を構築する。
- (4) 職業準備支援の受講促進及び職場実習のあっせん
 - 就職前の訓練として企業で必要な基本的な労働習慣の体得、対人対応能力の向上を図る。
- (5) 就業支援のためのスキルアップ研修の参加
 - 就業支援者の業務内容に関する事柄について研修を通して自己研鑽を図る。
- (6) 本人会開催のサポート
 - 障がいのある方等の会合で、情報提供等必要に応じてサポートする。
- (7) 交流会・勉強会の開催
 - 障がいのある方等に対して、情報交換・勉強会等のサポートをする。
- (8) 移動相談
 - 支援対象圏域の面積が一定規模以上に大きい地域において、定期的に移動相談を行うことにより、利用者の利便性の向上や地域の支援ニーズの掘り起こしを図り地域における支援体制の充実を図る。

(2)生活支援事業

1. 基本方針

障がい者等の希望に基づく地域生活支援を行い、家族、企業、バックアップ施設及び各関係機関との連携を図り、就業面及び生活面での一体的な支援を行う。

2. 事業概要

- 名 称： 県中地域障害者就業・生活支援センター ふっとわーく
- 所 在 地： 郡山市小原田2-4-7（地域生活支援センターふっとわーく内）
- 職員体制： 生活支援員 1名
- 支援対象 県中圏域（3市6町3村）
地 域： 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村
(県中圏域管轄外の市町村 本宮市、大玉村、二本松市等)

3. 事業の実施内容

(1) 地域生活支援

- 福祉施設やサービス事業所の紹介や見学同行などを行う。
- 福祉制度を有効に利用できるよう、情報の提供や手続き等の支援同行を行う。
- 不動産業者との交渉や公営住宅の申請等の支援を行う。
- 職場への通勤支援や病院への通院同行を行う。
- 余暇活動の支援やボランティアセンターを活用した情報提供を行う。
- 上記を踏まえ、相談支援事業所と連携しながら支援を行う。

(2) 職業生活を高める支援

- 職場で抱える悩みの相談にのり、仲間づくりや本人らが話し合える場の提供を行う。
- 社会生活能力を高めるため、個別の自立生活プログラムの作成・実施を行う。
- 日常生活を送るうえで本人に必要な勉強会を開催する。

(3) 職場定着支援

- 企業での人間関係の調整を行う。
- 家庭訪問や定期的な面談を行い、家族を含めた就労後のフォローアップを行う。
- 事業主に対する障害特性の相談や職場定着における支援を行う。
- 健康管理や金銭管理等、社会生活に必要な助言を行う。

(4) 関係機関との連携

- 学校、福祉、医療機関等、各関係機関との連携を図り、地域の中で本人の生活を支える仕組み作りを行う。また、本事業の理解を促進するため、ネットワーク構築に努める。

(3)訪問型職場適応援助事業

1. 基本方針

職場への適応に課題等がある障がい者等に対して、就職前後に関わらず、職場で訪問型職場適応援助者（※以下、ジョブコーチ）による支援を実施し、家族や企業との連携のもと、きめ細かな人的支援を行い、雇用の促進と安定を図る。

2. 事業概要

- 名 称： 県中地域障害者就業・生活支援センター ふっとわーく
- 所 在 地： 郡山市小原田2-4-7（地域生活支援センターふっとわーく内）
- 職員体制： ジョブコーチ3名（兼務1名）
- 支援対象 県中圏域
地 域： 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、本宮市、大玉村、二本松市 等

3. 事業の実施内容

- (1) ジョブコーチによる支援事業
 - ハローワーク等各関係機関からの依頼を受け、ジョブコーチ支援を実施する。
- (2) 職場定着支援
 - ジョブコーチによる支援期間終了後も面談や企業訪問等の継続した支援を行う。
 - 各関係機関との連携を強化し、職場定着の推進を図る。
- (3) 企業開拓
 - 就労希望者のニーズを把握し、雇用先・実習先の情報収集や企業開拓を行う。
 - 仕事内容の割り出しや作業内容の構築等、適宜企業と相談・調整を行う。
- (4) 連携体制（就労前支援）
 - 特別支援学校等の教育機関等の連携強化
高校卒業後等、職業生活へスムーズに移行できるよう、進路指導担当者と協力体制をとり、適宜情報共有・検討の場を設ける。
また、在学中の職場実習時から支援に介入し、就労時のジョブコーチ支援へ繋げる。
 - 各就労移行支援事業所等との連携の強化
就労準備段階から介入し、就労希望者等のアセスメント・企業マッチングを図る。就労前の職場実習から支援に介入し、就労後のジョブコーチ支援へ繋げる。

相談支援事業計画

1. 基本方針

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行う。また、障がい者等が地域で自立して生活していくために、自立支援協議会を運営し、地域のネットワーク体制の構築及び運営強化、権利擁護や成年後見制度等の活用、障がいのある方々の就労や生活全般にかかる相談支援体制の整備を図ることを目的とする。

2. 事業概要

- 名 称： 相談支援事業所 ふっとわーく
- 所 在 地： 郡山市小原田2丁目4-7（地域生活支援センターふっとわーく内）
- 職員体制： 委託相談2名、計画相談4名

- 支援対象 郡山市、富岡町
地 域：

3. 事業の実施内容

- (1) 相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談、手続き、計画作成等）
 - 日常生活全般に関する相談に応じる。また、サービスの提供方法等を理解しやすいよう説明を行うとともに、サービス等利用計画の作成についても必要に応じて実施する。
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
 - 各種支援施策に関する助言を行い、生活していくうえで社会資源を有効に活用するとともに、既存の社会資源をつなぎ合わせる。
- (3) 社会生活力を高めるための支援
 - 社会生活上における助言や支援を行い、社会生活力の確保・向上に努める。
- (4) 権利擁護のために必要な支援
 - 契約等の判断をすることが不安な方、日常生活に不安を抱えている方などに対して、自立した地域生活が安定して送れるように福祉サービスや成年後見人制度等の利用援助を行う。
- (5) 関係機関との連携、ネットワーク構築
 - 行政、福祉、医療、教育等の関係機関と連携を図るとともに、必要な専門機関の紹介を行う。
また、関係機関とのネットワークを構築し、地域生活を支えるシステム作りに努める。
- (6) 地域自立支援協議会の運営
 - 行政機関、サービス提供事業者等の関係者が福祉、就労、保健医療等のサービスを総合的に調整し、障がいの有無に関わらず、安心して暮らせる地域づくりを進めていくために設ける地域自立支援協議会の運営を行う。

共同生活援助事業計画

1. 基本方針

障がい者に居住の場を提供し、地域の中で自立した生活を営むことができるよう、必要な支援を行う。

2. 事業概要

- 名 称： 障害福祉支援事業所「楽」
- 所 在 地： 郡山市田村町下行合字御膳前348
- 設 置 数： 6ヶ所、サテライト1ヶ所
- 定 員： 25名
- 職員体制： 施設長1名、サービス管理責任者1名(兼務)、支援員3名、世話人15名

3. 事業の実施内容

(1) グループホーム利用者支援

- 利用者の個別ニーズに合わせた包括型共同生活援助実施
- 定期訪問（随時）
各グループホームを訪問し、利用者の生活面での支援を行う。
- ホーム会議の開催（利用者の意向による）
生活状況や、それぞれの意見について話し合い、利用者が望む生活しやすい空間を作っていく。
- 誕生会、クリスマス会の実施（利用者の意向による）。
- 地域での町内会活動への参加（清掃活動、お祭り等）。
- 余暇支援
利用者の希望に合わせ、カラオケやボーリング等を行う。また、移動支援等他の福祉サービスを受けるための予約や調整を利用者と一緒にを行う。
- 通院同行・金銭管理・行政手続きなどの代行

(2) 世話人の報告会、研修会等の実施

- 世話人報告会（月1回）
会計の精算、各グループホームでの問題点や当該月の予定等について話し合う。利用者の個別支援計画に基づくモニタリングを行う。
- ケア会議開催（ケース毎に開催）
利用者の支援方法等について検討する。
- グループホーム研修会の参加
世話人、スタッフのスキルアップを目指した研修会への参加を行う。
世話人の勉強会を行う。（年2回）
- 他法人との合同研修会（2ヵ月に1回）
他法人のグループホーム担当者と研修会を通してスタッフの人財育成及び交流を促進する。
- 郡山市自立支援協議会の参画

(3) 新規ホーム（水門町）8月開所：定員増（25名→29名）

- 新規利用者4名の調整と入居支援。
- ケータリング導入と世話人業務内容の見直し。

7 らくりあ

児童発達支援・放課後等デイサービス事業計画

1. 基本方針

利用者が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境に応じて支援や訓練を行う。

2. 事業概要

○名 称：児童通所支援事業所 らくりあ

○所 在 地：郡山市朝日1-4-7

○定 員：児童発達支援10名

○職員体制：施設長1名、児童発達支援管理責任者1名、指導員6名

○名 称：放課後等デイサービス事業所 そらば

○所 在 地：福島県郡山市開成6-201-10

○定 員：放課後等デイサービス10名

○職員体制：施設長1名、児童発達支援管理責任者1名、指導員4名

○名 称：放課後等デイサービス事業所 れいる

○所 在 地：福島県郡山市水門町200-1

○定 員：放課後等デイサービス20名

○職員体制：施設長1名、児童発達支援管理責任者1名、指導員10名

○名 称：放課後等デイサービス事業所 れんと

○所 在 地：福島県郡山市桑野5-16-6

○定 員：放課後等デイサービス10名

○職員体制：施設長1名、児童発達支援管理責任者1名、指導員4名

3. 事業の実施内容

日中活動として遊びや療育活動を通して、日常生活における基本的な動作の支援、集団活動への適応訓練などを行い、利用者が様々な生活場面において技術を活用していくように、適切かつ効果的な援助・支援等を行う。

事業の実施に際しては、安全に対する十分な配慮をして、特に外出時における健康への影響を考慮し実施する。

(1) 遊び

○楽しく遊び、物事に集中する力や継続する力を養い、友達とかかわることや体力の増進を目指す。

(2) 個別療育

○個別の対応で、言葉や文字・作業的な学習を通して、生活に必要な動作や具体的なコミュニケーション方法などを習得する。

(3) 集団療育

○集団の遊びや活動の中で人とのかかわりを通して、人との関係性や社会のルール、コミュニケーションの楽しさを習得する。

(4) 地域・法人連携

- 自立支援協議会の参画や他相談支援事業所との連携を密に図るとともに、支援スキルの向上や法人内事業所間連携を図り、バランスのとれた働く場の環境づくりに努める。また、外部ボランティア等も積極的に受け入れる。

(5) 年間行事

- 地域交流（町内文化祭への出品、夏祭り参加等）
- 季節ごとの行事（親子交流会、プール遊び、クリスマス会等）
- 資源の活用（公園遊び、電車やバスの利用体験等）

日中一時支援事業計画

1. 基本方針

学校や通所施設が終了した後の活動の場を提供するとともに、保護者の休養の際や冠婚葬祭、その他の理由等により、保護することができない際に、保護者の負担を少しでも軽減できるよう一時的に児童を預かり日常生活上の援助・日中活動の支援等を行う。

2. 事業概要

- 名 称： 日中一時支援事業所 遊
- 所 在 地：
 - ①郡山市亀田西 6 7
 - ②郡山市田村町金沢字高屋敷 2 6 0 (アクティブ東山内)
 - ③郡山市昭和 1 - 9 - 1 9 (生活介護からふる十内)
 - ④郡山市富久山町久保田字本木 3 - 7 (生活介護からふる十内)
- 定 員： 2 0 名
- 職員体制： 施設長 1 名、支援員 8 名

- 名 称： 日中一時支援事業所 ぶえんて
- 所 在 地： 田村郡小野町大字小野新町字七合田 6 7 番地 4
- 定 員： 1 0 名
- 職員体制： 施設長 1 名、支援員 3 名

3. 事業の実施内容

事業の実施に際しては、安全に対する十分な配慮をして、特に外出時における健康への影響を考慮し実施する。

- (1) 学童保育
 - 学校や通所施設が終わった後に活動する場として提供する。
 - 学校等が長期休暇の場合に活動する場として提供する。
 - 遊具やおもちゃで楽しく遊び、それぞれの宿題など勉強等も行う。
 - おやつの提供。
- (2) 日中活動支援
 - 在宅生活の方の日中活動の場。
 - 学校等が長期休暇の場合の日中活動の場。
- (3) 緊急支援
 - 冠婚葬祭等のご家族の都合に合わせた一時的なお預かり。
- (4) 家族支援
 - 日常的にケアしている家族の一時的な休息のための利用。

8. おひさま

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・

移動支援事業計画

1. 基本方針

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護を行う。
また、調理、洗濯及び掃除等の家事支援、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行う。

2. 事業概要

- 名 称： 居宅介護事業所 おひさま
- 所 在 地： 郡山市朝日 1-4-7
- 職員体制： 管理者 1名、サービス提供責任者 1名、訪問介護員 3名

3. 事業の実施内容

- (1) 居宅介護
 - 個別支援計画を作成し、障がい者(児)の居宅において入浴・身体の清拭・洗髪・排泄・食事・衣服の着脱、その他必要な身体の介護や通院時の介助等を利用者に負担やストレスを与えず支援する。
- (2) 重度訪問介護
 - 重度の肢体不自由者であって、常時介護を必要とする障がい者(児)が食事や排泄などの身体介護、調理や洗濯などの家事支援、外出時における移動介護等を総合的に行う。
- (3) 行動援護
 - 常時介護が必要な知的障がいや精神障がい者(児)に対して、行動時の危険を回避するための援護や外出時の移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な支援を行う。
- (4) 移動支援
 - 社会生活上必要不可欠な外出や社会参加促進を目的とした外出等を、本人の特性やニーズに合わせ、安全面に考慮し支援する。

家族サポート事業(レスパイト)事業計画

1. 基本方針

国または市町村が定める障害福祉サービスを利用することが出来ない場合、若しくはその支給量を超えた場合等に、私的契約に基づき障がい者(児)をもつ保護者・家族を、一時的に介護から解放し“ほっと”一息つけるようなサービスの提供を行う。

2. 事業の実施内容

(1) 緊急支援

○冠婚葬祭等のご家族の都合に合わせた一時的なお預かり。

(2) 家族支援

○日常的にケアしている家族の一時的な休息のための利用。

9 らばーす

老人デイサービスセンター事業計画

1. 基本方針

指定地域密着型通所介護、及び通所型サービスは要支援または要介護状態となった場合においても、その方が可能な限り居宅（在宅）において日常生活を営むことができるよう、生活上の世話並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に、保健医療、福祉、地域の関係機関等と連携を図りながら、介護保険法、老人福祉法、その他厚生労働省令などに定める内容を遵守し、実施する。

2. 事業概要

- 名 称： デイサービスセンターらばーす
- 所 在 地： 郡山市水門町200-1
- 職員体制： 施設長1名、生活相談員2名（介護員兼務）、看護職員2名、介護職員5名（2名相談員兼務）

3. 事業の実施内容

- (1) 居宅サービス計画書(ケアプラン)及び予防サービス計画書に基づき、通所介護計画書を作成する。通所介護計画書は利用者、家族に説明し、同意と了承を得、実施する。
 - 日常生活上の援助（入浴、排泄、食事等）。
 - 健康状態の確認。
 - 機能訓練、レクリエーション、生活リハビリ。
 - 生活相談。
 - 送迎。
 - 利用者、家族、関係者、関係機関との連携を図り、共に支援する。
- (2) 運営推進会議を開催する
 - 6ヶ月を目安に、年2回運営推進会議を開催し、地域へ開かれた事業運営を行い、信頼される事業所、質向上に努める。
 - 構成員
利用者代表、家族様代表、通所介護に知見を有する方、地域住民代表、行政又は地域包括支援センター(行政より委託)、事業所代表(理事長、職員)。
- (3) 利用者満足向上に努める
 - 利用者、家族にアンケートを1年に1回実施し、満足や要望、苦情等に対する調査を行う。
 - 結果は法人内に報告し、反省や改善等については早急に取り組む。
- (4) 高齢者介護技術、知識を習得し、質向上に努める
 - OJTを実施する。
 - カンファレンスを定期的、又は適時開催し、援助内容等の確認、共有を図る。
 - 研修出席後は伝達研修を行う。
- (5) 火災、水害等対策を行う
 - 特に水害地域でもあるので、避難訓練を年2回は実施する。
 - 昨年10月には台風による大雨のため、「阿武隈川近郊避難指示」が発令され、急きよ「休止」とした。水害に対する情報確認など常に安全第一策を講ずる。
 - 情報や避難時は近隣を始め、地域の方々からの協力を得られるよう努める。
- (6) 社会貢献に努める
 - 社会福祉の専門分野を始めとし、地域との関係を作る。